

保存版

池田町 生活改善実践事項

私たちは、日常の集団生活の中で、つい見栄や虚栄に流されて、無意味で派手な行動や義理のやりとりをしてはいないでしょうか。

下記のとおり生活改善の実践を申し合わせていますので、一人ひとりはもちろんのこと、隣組など地域ぐるみで積極的に実践しましょう。

- ・この実践は親せきを除いて一般に共通することを定めたものです。
- ・入学・卒業祝、その他諸行事も、この生活改善の趣旨に沿って簡素に実践しましょう。

1. 病氣見舞等

- ◎お見舞は、**1,000 円以内**とする。(原則として現金がよい)
- ◎快気祝いはしない。

2. 結婚

- ◎一般者の祝儀は、**10,000 円以内**とする。
- ◎披露宴の開催にあたっては会費制が望ましい。
- ◎引き出物は出さない。

3. 葬儀

- ◎香典は **2,000 円以内**とする。
- ◎香典返しはせず、お礼状のみとする。
- ◎一般会葬者は酒肴の場には出ない。

4. 時間の厳守

- ◎すべての会合は時間を守り、他の人に迷惑を及ぼさないよう心がけること。

平成31年4月1日 改正 (今後、社会情勢等の変化により適宜改正)

池田町生活改善実行委員会 (分館長で構成される組織)

事務局 池田町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 電話 62-2058 (池田町公民館内)

見やすいところに掲示してください